

5-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
取 得 財 産 価 額		人 -	千円 -
		3,419	225,265,045
	相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額	134	2,898,397
	債 務 控 除 額	1,979	22,355,931
	暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額	610	2,242,234
	課 税 価 格	3,443	208,049,746
相 続 税 額	算 出 税 額	3,387	23,515,539
	2 割 加 算 額	318	237,991
	計	3,387	23,753,530
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	165	74,407
	配 偶 者	560	6,281,639
	未 成 年 者	19	5,021
	障 害 者	98	149,151
	相 次 相 続	114	221,061
	外 国 税 額	-	-
	計	908	6,731,279
差 引 税 額	2,874	17,022,251	
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額	44	115,347	
医 療 法 人 持 分 税 額 控 除 額	-	-	
小 計	2,866	16,906,904	
農 地 等 納 税 猶 予 額	7	103,869	
株 式 等 納 税 猶 予 額	6	87,572	
山 林 等 納 税 猶 予 額	-	-	
医 療 法 人 持 分 納 税 猶 予 税 額	1	1,033	
申 告 納 税 額	納 付 税 額	2,864	16,775,640
	還 付 税 額	28	61,210
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額	-	-	
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	1,235	98,270,000	

調査対象等： 平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 外書は、災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
平成 22 年分	3,300	193,961,970	21,667,106	6,709,482	2,805	14,646,111	31	54,976	1,129
平成 23 年分	3,326	189,143,796	20,071,601	5,375,789	2,842	14,388,658	22	45,274	1,139
平成 24 年分	3,378	191,307,941	20,722,871	5,452,983	2,826	14,852,908	37	106,001	1,154
平成 25 年分	3,701	218,960,604	26,889,086	6,812,624	3,162	19,300,259	21	22,895	1,225
平成 26 年分	3,443	208,049,746	23,753,530	6,731,279	2,864	16,775,640	28	61,210	1,235

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
熊本西	524	36,692,296	435	3,637,114	197
熊本東	208	12,283,618	169	843,253	78
八代	78	3,950,228	63	234,606	28
人吉	20	957,098	18	38,311	8
玉名	45	2,001,217	39	84,879	16
天草	52	3,582,958	42	202,578	19
山鹿	14	1,141,235	11	83,128	7
菊池	67	4,673,807	58	332,216	25
宇土	49	3,407,232	40	326,689	17
阿蘇	20	1,782,171	18	200,450	6
熊本県計	1,077	70,471,860	893	5,983,224	401
大分分	360	21,996,969	305	1,867,225	129
別府	96	5,944,222	80	532,577	42
中津	33	2,108,753	29	187,241	12
日田	72	3,803,035	58	184,905	25
佐伯	28	2,095,502	24	178,269	10
臼杵	55	3,611,646	42	503,875	18
竹田	9	502,900	7	35,990	4
宇佐	50	2,378,856	41	112,046	20
三重	5	565,175	4	60,121	2
大分県計	708	43,007,058	590	3,662,249	262
宮崎崎	332	19,117,829	273	1,342,265	120
都城	111	7,455,908	95	707,496	36
延岡	98	5,409,792	82	403,929	36
日南	36	1,872,061	29	126,876	11
小林	31	1,985,320	28	116,238	11
高鍋	36	1,636,898	30	88,177	11
宮崎県計	644	37,477,808	537	2,784,981	225
鹿児島島	589	34,058,056	485	2,756,343	200
川内	46	2,490,823	37	123,686	18
鹿屋	55	3,220,991	46	259,976	17
大島	36	1,801,802	33	93,026	11
出水	37	2,169,239	32	200,448	13
指宿	41	1,374,318	34	46,448	12
種子島	16	909,713	14	47,123	6
知覧	63	3,188,450	53	147,789	20
伊集院	25	1,461,519	22	100,421	9
加治木	84	5,013,681	69	482,268	32
大隅	22	1,404,428	19	87,658	9
鹿児島県計	1,014	57,093,020	844	4,345,186	347
総計	3,443	208,049,746	2,864	16,775,640	1,235

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	人 3,444	千円 207,458,147	人 2,869	千円 16,713,876	人 1,235
	修正申告による増差額	43	685,058	62	69,904	30
	更正による増差額	2	6,060	2	101	1
	更正等による減差額	21 △	99,519	25 △	8,241	11
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 3,443	208,049,746	実 2,864	16,775,640	実 1,235
過 年 分	申 告 額	90	3,905,500	83	216,224	46
	修正申告による増差額	706	5,845,487	998	947,707	398
	更正による増差額	1	59,206	1	6,313	1
	更正等による減差額	119 △	1,643,153	155 △	333,391	79
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 907	8,167,040	実 1,223	836,853	実 471
合 計	申 告 額	3,534	211,363,647	2,952	16,930,100	1,281
	修正申告による増差額	749	6,530,545	1,060	1,017,610	428
	更正による増差額	3	65,266	3	6,414	2
	更正等による減差額	140 △	1,742,672	180 △	341,632	90
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,350	216,216,786	実 4,087	17,612,493	実 1,706

調査対象等： 「本年分」は、平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までの申告（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成25年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年11月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成24年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	6	2,696	7	340	-	-
過 年 分	676	69,309	87	9,673	71	43,415
合 計	682	72,005	94	10,013	71	43,415

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5 - 2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格、税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			税適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	364	30,270,993	1,117,961	287,172	460,904	857
1 億円超	608	82,889,504	1,060,935	940,077	3,656,852	1,885
2 "	139	33,477,140	216,041	432,402	3,236,636	442
3 "	95	36,459,308	237,903	472,988	4,579,514	360
5 "	20	11,672,776	257,583	82,404	2,035,559	70
7 "	4	2,995,191	-	16,276	760,694	17
10 "	4	5,131,345	-	10,916	985,745	16
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	1	4,561,890	-	-	997,972	5
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,235	207,458,147	2,890,423	2,242,234	16,713,876	3,652

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	5	71	133	100	55	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	51	149	211	121	55	12	5	-	-	-	3
2 "	2	9	28	50	36	7	4	1	1	1	-	-
3 "	-	2	7	34	28	21	1	1	-	-	-	1
5 "	-	-	4	4	10	2	-	-	-	-	-	-
7 "	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-
10 "	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	8	133	321	402	252	88	18	7	1	1	-	4

(注) この表は、「(1) 人員、課税価格、税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	335	3,714,856
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	437	5,396,257
	宅地（借地権を含む。）	1,121	60,833,494
	山林	409	841,137
	その他の土地	370	4,358,188
	計	1,147	75,143,931
家屋、構築物		1,094	15,845,618
事業（農業）用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	124	560,916
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	22	181,089
	売掛金	49	132,525
	その他の財産	98	1,225,366
	計	202	2,099,897
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	263	19,061,732
	同上以外の株式及び出資	652	6,697,801
	公債及び社債	219	4,468,386
	投資・貸付信託受益証券	334	6,613,552
	計	879	36,841,470
現金、預貯金等		1,231	63,333,409
家庭用財産		883	534,894
その他の財産	生命保険金等	375	11,367,021
	退職手当金等	104	4,157,098
	立木	146	125,685
	その他	1,029	15,187,426
	計	1,098	30,837,230
合計		1,235	224,636,450
相続時精算課税適用財産価額		97	2,890,423
債務等	債務	1,103	19,999,104
	葬式費用	1,189	2,311,857
	計	1,214	22,310,961
差引純資産価額		1,235	205,215,913
暦年課税分贈与財産価額		326	2,242,234
課税価格		1,235	207,458,147

調査対象等：平成26年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成27年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（申告期限が平成27年11月2日の者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。